

第四号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 隣接校種の免許状の授与を受けようとする者で免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

二種免許状 中学校教諭	二種免許状 小学校教諭	幼稚園教諭 二種免許状	受けるようとする免許状の種類		有することを必要とする学校の免許状	在職年数	教科に關する科目	教育課程及指導法に關する科目	最低修得単位数	生徒指導、教育相談及び進路指導に關する科目	教科又は職業に關する科目		
			幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状								三	三
二種免許状 小学校教諭	免許状	免許状	幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状	有することを必要とする学校の免許状	三	五	七	一	二	二	四	
						四	六	八	一	三	二	二	四
						五	七	九	二	四	三	二	四
						六	八	一〇	三	五	四	二	四
						七	九	一一	四	六	五	二	四
高等 学校 教諭 普													

状	高等	通免許状								
	学校教諭一種免許	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	五	四	三	五	四			

備考 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。)のうち、次に定めるところにより修得するものとする。

一 各教科の指導法の最低修得単位数が七の場合にあつては、四以上の教科の指導法について修得するものとする。この場合において、四の教科の指導法を修得するときは、三以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、五の教科の指導法を修得するときは、二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

二 各教科の指導法の最低修得単位数が五の場合にあつては、三以上の教科の指導法について修得するものとする。この場合において、三の教科の指導法を修得するときは、二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

附 則  
この規則は、公布の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

提案理由  
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)の一部改正に伴い、隣接校種の免許状を取得する場合の単位の修得方法を定める必要があるので提案する。



論 一 種 免 許 状	免 許 状 ( 二 種 免 許 状 を 除 く 。)	四	—	—	—	—	—	二	六
備 考	<p>小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合には生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にはその免許教科に相当する教科を除く。）のうち、次に定めるところにより修得するものとする。</p> <p>一 各教科の指導法の最低修得単位数が七の場合にあつては、四以上の教科の指導法について修得するものとする。この場合において、四の教科の指導法を修得するときは、三以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、五の教科の指導法を修得するときは、二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。</p> <p>二 各教科の指導法の最低修得単位数が五の場合にあつては、三以上の教科の指導法について修得するものとする。この場合において、三の教科の指導法を修得するときは、二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。</p>								
第五條（第三十六條）（略）	第五條第（三十六條）（略）								

## 「教育職員免許状に関する規則」の一部改正（概要）

## 1 教職経験に応じた「免許状取得必要単位数」の軽減（義務教育学校の創設に関連しての改正）

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日から制度化された義務教育学校の教員については、原則として小学校教諭及び中学校教諭の両免許状を有することが必要となった（改正後の教育職員免許法〔以下「法」という。〕第 3 条第 4 項）。

（ 当面は小学校教諭免許状で小学校課程、中学校教諭免許状で中学校課程が指導可能〔法附則第 20 項〕）



- (2) 両方の学校種免許状の併有を促進するため、法施行規則の一部改正において、免許状の取得に必要な単位数の軽減措置を実施（法施行規則第 18 条の 2 備考第 4 号関係）



- (3) 単位軽減後の具体的な修得方法については、半数（最下限）まで軽減した場合を法施行規則で規定し、それ以外の場合の修得方法については、各都道府県の教育委員会規則において定めることとされた（法施行規則第 18 条の 4 及び第 18 条の 5）。

本件「教育職員免許状に関する規則（昭和 37 年大分県教育委員会規則第 5 号）」の改正理由

## 2 法別表第 8（隣接する学校種の免許状を取得する場合に適用される規定）による単位修得方法（現 行）

- |  |
|--|
| (1) 小学校教員が中学校教諭 2 種免許状を取得するためには、通常 22 単位必要<br>（法別表第 8 適用により）小学校教員として 3 年の勤務経験があれば 14 単位で取得可能 |
| (2) 中学校教員が小学校教諭 2 種免許状を取得するためには、通常 24 単位必要<br>（法別表第 8 適用により）中学校教員として 3 年の勤務経験があれば 12 単位で取得可能 |



## （改正後） 従来よりも容易に隣接する学校種の免許状を取得できるようにする措置

- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 小学校教員が中学校教諭 2 種免許状を取得する場合 | 最少 7 単位で取得可能 |
| (2) 中学校教員が小学校教諭 2 種免許状を取得する場合 | 最少 6 単位で取得可能 |

## 3 軽減措置の適用要件

上記 2（現 行）の 3 年の勤務経験に加えて、授与を受ける免許状に関連のある学校（例：中学校教諭 2 種免許状の取得の場合、中学校併設型小学校、中学校、義務教育学校、中高一貫型高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部）における教職経験がある場合は、最低修得単位数の半数を限度としてその教職経験 1 年ごとに 3 単位を修得したものとみなす（法施行規則第 18 条の 2 備考第 4 号）。

## 4 改正内容

- ・現行の教育職員免許状に関する規則第 4 条の次に、第 4 条の 2 として必要な単位数を定める表を新設
- ・具体的な単位数は、文部科学省が示した単位修得方法のモデルケースを準用

## 5 施行期日

公布の日（平成 29 年 4 月 1 日）